

(前略)

(俸給表の種類)

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定める。

- (1) 一般職俸給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職俸給表(二)(別表第2)
- (3) 専門業務職俸給表(別表第2の2)
- (4) ~~(3)~~ 教育職俸給表(別表第3)
- (5) ~~(4)~~ 医療職俸給表(一)(別表第4)
- (6) ~~(5)~~ 医療職俸給表(二)(別表第5)
- (7) ~~(6)~~ 指定職俸給表(別表第6)

(中略)

(昇給)

第8条 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあっては、57歳)を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教職員(国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。

(給与の支給日及び支給方法)

第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。

- 2 期末手当、勤勉手当、期末特別手当の支給日は6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
- 3 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等及び寒冷地手当は、

俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。

~~4 通勤手当は、第18条第7項に規定する支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の俸給の支給日に支給する。前項ただし書の規定は、通勤手当の支給について準用する。~~

~~4~~ 5 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文調査手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。

(中略)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円

- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員
6, 500円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員
8, 900円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員
11, 300円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員
13, 700円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員
16, 100円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員
18, 500円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員
20, 900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員
21, 800円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員
22, 700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員
23, 600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 24, 500円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務場所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等

を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用者等であった者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する施設で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(別に定める教職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、第2項から前項までにより定めた額をもとに支給単位期間の月数で除して得た額を支給する。~~通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める理由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。~~

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(中略)

(超過勤務手当)

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間 (以下「超過勤務時間」という。) に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日休が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。)における勤務100分の125

(2) 前号及び次号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(3) 超過勤務時間が一の給与期間について60時間を超えた勤務 100分の150

(休日給)

第24条 祝日法による休日等(勤務時間等規程第11条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第11条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日)、年末年始の休日等及び創立記念日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。

(平17達39改)

(夜勤手当)

第25条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

(中略)

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、~~並びに~~医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び~~並びに~~医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの)のうち総長が指定する第1種及び第2種の区分である教職員(以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算適用表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職 (一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職 (二)	5級	100分の10
	4級	100分の5
	3級(別に定めるものに限る。)	
専門業務職	6級以上	100分の20
	5級・4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級	100分の5
教育職	6級	100分の20
	5級	100分の15(別に定めるものにあつては100分の20)
	4級・3級	100分の10(別に定める4級にあつては100分の15)
	2級・1級(別に定めるものに限る。)	100分の5
医療職 (一)	6級以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級(別に定めるものに限る。)	
医療職 (二)	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級(別に定めるものに限る。)	

(管理職加算適用表)

俸給表	区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
専門業務職	I種	5級以上	100分の25

	Ⅱ種		100分の15
教育職	Ⅱ種	5級以上	100分の15
医療職(二)	Ⅱ種	6級以上	100分の15

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条の規定により懲戒解雇された教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に~~就業規則第24条第1項及び~~国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規則(平成17年達示第34号)附則第2項の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(中略)

(拠点手当)

第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条の4の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。

2 前項の手当の月額は、300,000円までの範囲内の額とする。

3 拠点手当の支給される教員の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。

(中略)

(給与の減額)

第37条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。)、勤務時間等規程第13条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。)又は勤務時間等規程第13条に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。)である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等、及び就業規則第58条による就業禁止期間、並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(端数計算)

第38条 ~~前条~~に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定するとき、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。(勤務1時間あたりの給与額)

第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

3 前2項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。
(勤務1時間あたりの給与額)

第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

3 前2項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。
(中略)

附 則(平成18年達示第28号)

(中略)

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において別表第1から別表第5までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(総長の定める教職員にあっては、総長の定める期間。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(中略)

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年達示第43号)の施行の日において次の各号に掲げる教職員である者)にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(総長

が別に定める教職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- (1) 適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる教職員以外の教職員（次号に掲げる教職員を除く。） 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
<u>専門業務職</u>	<u>1級</u>	<u>1号俸から40号俸まで</u>
	<u>2級</u>	<u>1号俸から8号俸まで</u>
教育職	1級	1号俸から44号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
医療職（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- (2) 指定職俸給表の適用を受ける教職員 100分の99.68

(中略)

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第6項に規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き通勤手当の支給を受けている教職員（施行日の前日が同条第7項に規定する支給単位期間の末日である教職員を除く。）に係る施行日後最初の支給単位期間の末日までの間における通勤手当については、なお従前の例による。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2条関係）

俸給表	旧 級	新 級
一般職（一）俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
一般職（二）俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
<u>専門業務職俸給表</u>	<u>7 級</u>	<u>7 級</u>
		<u>8 級</u>

附則別表第2 号俸等の切替表(附則第3条第1項関係)

イ～ロ (略)

ハ 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1	1	1
	12月以上		1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	6	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	8	1	1
	12月以上	17	17	13	9	1	1
6	3月未満	17	17	13	9	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	10	2	1
	6月以上9月未満	19	19	15	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	16	12	4	1
	12月以上	21	21	17	13	5	1
7	3月未満	21	21	17	13	5	1
	3月以上6月未満	22	22	18	14	6	2
	6月以上9月未満	23	23	19	15	7	3
	9月以上12月未満	24	24	20	16	8	4
	12月以上	25	25	21	17	9	5
8	3月未満	25	25	21	17	9	5
	3月以上6月未満	26	26	22	18	10	6
	6月以上9月未満	27	27	23	19	11	7
	9月以上12月未満	28	28	24	20	12	8
	12月以上	29	29	25	21	13	9
9	3月未満	29	29	25	21	13	9
	3月以上6月未満	30	30	26	22	14	10
	6月以上9月未満	31	31	27	23	15	11
	9月以上12月未満	32	32	28	24	16	12
	12月以上	33	33	29	25	17	13
10	3月未満	33	33	29	25	17	13
	3月以上6月未満	34	34	30	26	18	14
	6月以上9月未満	35	35	31	27	19	15
	9月以上12月未満	36	36	32	28	20	16
	12月以上	37	37	33	29	21	17
11	3月未満	37	37	33	29	21	17
	3月以上6月未満	38	38	34	30	22	18
	6月以上9月未満	39	39	35	31	23	19
	9月以上12月未満	40	40	36	32	24	20
	12月以上	41	41	37	33	25	21
	3月未満	41	41	37	33	25	21

12	3月以上6月未滿	42	42	38	34	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	39	35	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	40	36	28	24
	12月以上	45	45	41	37	29	25
13	3月未滿	45	45	41	37	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	42	38	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	43	39	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	44	40	32	28
14	12月以上	49	49	45	41	33	29
	3月未滿	49	49	45	41	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	46	42	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	47	43	35	31
15	9月以上12月未滿	52	52	48	44	36	32
	12月以上	53	53	49	45	37	33
	3月未滿	53	53	49	45	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	50	46	38	34
16	6月以上9月未滿	55	55	51	47	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	52	48	40	36
	12月以上	57	57	53	49	41	37
	3月未滿	57	57	53	49	41	
17	3月以上6月未滿	58	58	54	50	42	
	6月以上9月未滿	59	59	55	51	43	
	9月以上12月未滿	60	60	56	52	44	
	12月以上	61	61	57	53	45	
18	3月未滿	61	61	57	53	45	
	3月以上6月未滿	62	62	58	54	46	
	6月以上9月未滿	63	63	59	55	47	
	9月以上12月未滿	64	64	60	56	48	
19	12月以上	65	65	61	57	49	
	3月未滿	65	65	61	57	49	
	3月以上6月未滿	66	66	62	58	50	
	6月以上9月未滿	67	67	63	59	51	
20	9月以上12月未滿	68	68	64	60	52	
	12月以上	69	69	65	61	53	
	3月未滿	69	69	65	61		
	3月以上6月未滿	70	70	66	62		
21	6月以上9月未滿	71	71	67	63		
	9月以上12月未滿	72	72	68	64		
	12月以上	73	73	69	65		
	3月未滿	73	73	69	65		
22	3月以上6月未滿	74	74	70	66		
	6月以上9月未滿	75	75	71	67		
	9月以上12月未滿	76	76	72	68		
	12月以上	77	77	73	69		
23	3月未滿	77	77	73			
	3月以上6月未滿	78	78	74			
	6月以上9月未滿	79	79	75			
	9月以上12月未滿	80	80	76			
24	12月以上	81	81	77			
	3月未滿	81	81	77			
	3月以上6月未滿	82	81	78			
	6月以上9月未滿	83	81	79			
25	9月以上12月未滿	84	81	80			
	12月以上	85	81	81			
	3月未滿	85					
	3月以上6月未滿	86					
26	6月以上9月未滿	87					
	9月以上12月未滿	88					
	12月以上	89					
	3月未滿	89					
27	3月以上6月未滿	90					
	6月以上9月未滿	91					
	9月以上12月未滿	92					
	12月以上	93					
28	3月未滿	93					

25	3月以上6月未満	93					
	6月以上9月未満	93					
	9月以上12月未満	93					
	12月以上	93					

- 三△ 教育職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸
 - ホニ 医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員の新号俸
 - △ホ 医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員の新号俸
- (略)

別表第1～別表第2 (略)

別表第2の2 (下記のとおり俸給表の新設。)

別表第3～別表第7 (略)

別表第8

<調整基本額表>

イ～ロ (略)

ハ 専門業務職俸給表

<u>職務の 級</u>	<u>調整基本額</u>
<u>1級</u>	<u>8,500円</u>
<u>2級</u>	<u>9,600円</u>
<u>3級</u>	<u>10,600円</u>
<u>4級</u>	<u>11,300円</u>
<u>5級</u>	<u>12,100円</u>
<u>6級</u>	<u>12,700円</u>
<u>7級</u>	<u>14,400円</u>
<u>8級</u>	<u>16,000円</u>

ニ ≡ 教育職俸給表
ホ ≡ 医療職俸給表(一)
ヘ ≡ 医療職俸給表(二) } (略)

別表第2の2

専門業務職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俵	俸給月額							
1	156,500	226,800	276,400	320,900	366,200	413,700	467,500	532,800
2	158,200	229,100	279,100	323,200	368,800	416,200	470,600	536,000
3	159,900	231,400	281,800	325,500	371,400	418,700	473,700	539,200
4	161,600	233,600	284,500	327,800	374,000	421,200	476,800	542,400
5	163,200	235,900	287,100	330,100	376,600	423,500	479,800	545,600
6	165,700	238,200	289,800	332,200	379,200	425,900	482,900	548,100
7	168,100	240,500	292,500	334,400	381,800	428,300	486,000	550,600
8	170,500	242,800	295,200	336,600	384,400	430,700	489,100	553,100
9	172,800	245,000	297,700	338,800	387,000	433,000	492,100	555,600
10	174,500	247,200	300,200	340,900	389,700	435,300	495,200	557,500
11	176,200	249,300	302,700	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
12	177,900	251,500	305,200	345,100	395,100	439,800	501,400	561,200
13	179,600	253,700	307,800	347,300	397,700	442,000	504,400	563,000
14	181,400	255,900	310,100	349,400	400,000	444,000	506,800	564,500
15	183,200	258,100	312,400	351,500	402,400	446,000	509,200	566,000
16	185,000	260,300	314,700	353,600	404,800	448,000	511,600	567,500
17	186,900	262,400	316,800	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
18	188,700	264,700	319,000	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
19	190,500	266,900	321,200	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
20	192,300	269,200	323,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
21	193,900	271,600	325,400	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
22	195,700	273,900	327,500	365,700	417,500	458,700	521,300	
23	197,500	276,200	329,600	367,700	419,500	460,200	522,800	
24	199,300	278,500	331,600	369,700	421,500	461,700	524,300	
25	201,100	280,600	333,600	371,800	423,600	463,200	525,600	
26	202,900	282,800	335,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
27	204,700	285,000	337,800	375,800	426,800	466,000	528,000	
28	206,500	287,200	339,900	377,800	428,400	467,400	529,200	
29	208,100	289,500	341,900	379,800	430,100	468,600	530,400	
30	210,000	291,500	343,900	381,700	431,400	469,400	531,300	
31	211,900	293,500	345,900	383,600	432,700	470,200	532,200	
32	213,800	295,500	347,900	385,500	434,000	471,000	533,100	
33	215,500	297,600	349,700	387,300	435,300	471,800	534,000	
34	217,400	299,300	351,600	389,000	436,600	472,600	534,900	
35	219,300	301,000	353,500	390,700	437,900	473,400	535,800	
36	221,200	302,700	355,400	392,400	439,100	474,200	536,700	
37	222,900	304,300	357,300	394,100	440,400	475,000	537,600	
38	224,700	305,900	359,100	395,300	441,300	475,800	538,500	
39	226,500	307,500	360,900	396,500	442,200	476,600	539,400	
40	228,300	309,100	362,700	397,700	443,100	477,400	540,300	
41	229,800	310,800	364,600	398,900	443,900	478,200	541,200	
42	231,500	312,400	366,000	400,100	444,700	478,900		
43	233,100	314,000	367,500	401,300	445,500	479,700		
44	234,800	315,600	369,000	402,500	446,300	480,500		
45	236,500	317,300	370,400	403,500	447,100	481,300		
46	238,000	318,900	371,600	404,200	447,900			
47	239,500	320,500	372,800	404,900	448,700			
48	241,000	322,100	374,000	405,600	449,500			
49	242,600	323,600	375,000	406,400	450,100			
50	244,100	324,800	375,600	407,100	450,900			
51	245,600	326,000	376,200	407,800	451,700			
52	247,200	327,200	376,800	408,500	452,500			
53	248,500	328,300	377,400	409,300	453,100			
54	250,100	329,300	378,000	410,000	453,900			
55	251,700	330,200	378,600	410,700	454,700			
56	253,300	331,200	379,200	411,400	455,500			
57	254,700	332,100	379,800	412,100	456,100			
58	256,100	332,900	380,400	412,800	456,900			

59	257,500	333,700	381,000	413,500	457,700			
60	258,900	334,500	381,600	414,200	458,500			
61	260,100	335,400	382,200	414,800	459,100			
62	261,400	336,100	382,800	415,500				
63	262,700	336,800	383,400	416,200				
64	264,000	337,500	384,000	416,900				
65	265,300	338,000	384,600	417,400				
66	266,400	338,600	385,200	418,000				
67	267,600	339,200	385,800	418,700				
68	268,800	339,800	386,400	419,400				
69	270,100	340,200	387,000	419,900				
70	271,400	340,700	387,600	420,600				
71	272,700	341,200	388,200	421,300				
72	274,000	341,700	388,800	422,000				
73	275,200	342,200	389,400	422,500				
74	276,300	342,700	390,000	423,200				
75	277,400	343,200	390,600	423,900				
76	278,500	343,700	391,200	424,600				
77	279,700	344,200	391,800	425,100				
78	280,700	344,700	392,400					
79	281,700	345,200	393,000					
80	282,700	345,700	393,600					
81	283,700	346,100	394,200					
82	284,600		394,800					
83	285,500		395,400					
84	286,400		396,000					
85	287,400		396,600					
86	288,200		397,200					
87	289,000		397,800					
88	289,800		398,400					
89	290,600		399,000					
90	291,100							
91	291,600							
92	292,100							
93	292,500							

備考 この表は、総合専門業務室に所属し、高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。